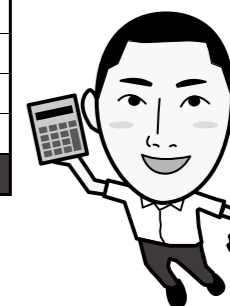


6月補正予算の概要

平成26年度6月補正予算が、6月議会で可決されました。今回の補正予算の概要は次のとおりです。

財政局 電話 (25) 8111



指定管理者を募集します

市では、民間事業者等のノウハウを生かした質の高いサービスの提供と管理経費の縮減を目的に、3施設の指定管理者を募集します。

- **応募資格** 市内に事業所を置く法人、その他市内の団体
※米穀類処理加工施設は、市外に事業所を置く法人、その他市外の団体も応募可。

- **指定予定期間** 平成27年4月1日～平成32年3月31日(5年間)

- **選定方法** 有識者等の外部委員で構成する「指定管理者候補者選定委員会」において申請書類とプレゼンテーションによる審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。その後、市の審査、議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

● 募集・選定スケジュール

- ・現地説明会(要事前申込)・・・8月下旬から9月上旬
※応募には、現地説明会への出席が必須となります。
- ・応募書類の受付期間・・・現地説明会終了後～9月30日(火)
- ・プレゼンテーション・・・10月下旬
- ・指定管理者候補者の決定・・・11月上旬
- ・指定管理者の指定・・・12月下旬



高島市働く女性の家



高島市新旭里山交流館「もりっこ」



米穀類処理加工施設

施設名	主な業務内容
①高島市働く女性の家 (今津町今津 1640 番地) ☎(担当課) 市民協働課 ☎(25) 8526	○職業に関する相談、指導、講習等に関する業務 ○職業生活と家庭生活との調和に必要な相談、指導、講習等に関する業務 ○女性のグループ、サークル等のリーダーの育成、指導および援助に関する業務 ○休養およびレクリエーションについての場と機会の提供ならびに必要な助言および指導に関する業務 ○施設および設備の維持管理に関する業務
②高島市新旭里山交流館「もりっこ」 (新旭町饗庭 3106 番地 6) ☎(担当課) 森林水産課 ☎(25) 8512	○交流館の施設の提供に関する業務 ○森林体験活動の場の提供に関する業務 ○森林資源の活用および森林保全の啓発に関する業務 ○施設および設備の維持管理に関する業務
③米穀類処理加工施設 (マキノ町小荒路 844 番地 1) ☎(担当課) 農業政策課 ☎(25) 8511	○発芽玄米等の地元米穀類を原料とする食品の研究、開発、加工、製造および販売に関する業務 ○地元米穀類の高付加価値化に関する業務 ○地元米穀類の生産振興に取り組む担い手の育成に関する業務 ○市民を対象とした地元農産物の加工による特産品開発、実習による加工技術の習得等の研修業務 ○施設および設備の維持管理に関する業務

※業務内容、応募資格や応募方法、現地説明会の開催日時、選定基準等の詳細については、募集要項、業務仕様書に記載しています。
※募集要項・業務仕様書等は、8月1日(金)から担当課で配布します。また、市ホームページからダウンロードできます。詳しくは、各施設の担当課にお問い合わせください。(米穀類処理加工施設は、7月1日(火)から募集を始めています。)

☎行財政改革推進室 ☎(25) 8013

○歳入歳出補正予算

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	262億6,000万円	9,450万円	263億5,450万円
特別会計	145億9,890万円	6,910万円	146億6,800万円
事業会計	75億4,575万円	0万円	75億4,575万円
予算総計	484億465万円	1億6,360万円	485億6,825万円

○一般会計 歳入予算の主な内訳




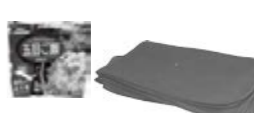
区分	補正額
国庫支出金	281万円
県支出金	3,008万円
繰越金	5,075万円
諸収入	1,086万円
計	9,450万円


○一般会計 歳出予算の主な内訳

区分	補正額
総務費	2,647万円
民生費	971万円
農林水産業費	2,503万円
土木費	1,214万円
消防費	2,519万円
教育費	▲405万円
計	9,450万円

※1万円未満を四捨五入しています。

○主な事業

若者定住促進プロジェクト事業 486万円	生活困窮者自立支援事業 200万円	地域高齢者社会参加事業 180万円	災害対策一般事業 2,367万円
一般財団法人 地域活性化センターの助成を受け、移住・定住の推進に向けた施策に取り組みます。 ▼取り組み内容 行動計画の策定。 移住・定住市民会議、ナビゲーターの設置。 都市住民との交流の場を創出。高島の魅力を都市部で発信。 	平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法に対応するため、支援計画の策定と事務処理体制の整備を行います。 	介護保険法改正を見据え、高齢者が主体となって介護予防に取り組むための備品整備費用に対して支援を行います。 	最大避難者想定人数分の食糧・飲料水、毛布などの整備を行います。 (11,450人分) 

みんなで創るまちづくり事業 788万円	集落道路河川等整備事業 1,214万円	経営体育成支援事業 2,208万円	【国民健康保険特別会計】前年度繰上充用金 6,600万円
コミュニティ活動に用いる設備の整備経費や、集会所の増築・改修・修繕経費に対して支援を行います。 ○コミュニティ助成事業 和太鼓の整備(2地区) ○自治会集会所等整備事業 集会所の修繕(2地区)	自治会等が行うまちづくり活動の推進に必要な公共的施設の整備に要する経費に対して支援を行います。 ○集落道路整備(2地区) ○河川水路整備(1地区) ○除雪機械整備(3地区)	意欲ある農業経営体が、経営規模の拡大や農産物の経営の多角化に取り組む際に必要となる農業用機械の導入等に対して支援を行います。 	平成25年度国民健康保険特別会計の歳入が不足していることから、平成26年度から財源を補てんします。

お祭りなどで火気器具を使用する場合は「消火器の準備」と「消防署への届出」が必要です。

平成 25 年 8 月、京都府福知山市の福知山花火大会で、死者 3 名、負傷者 56 名を出す悲惨な事故が起きました。

このことを踏まえ、このような悲惨な事故を起こさないため、お祭りなどで火気を使用する場合に、消防署が的確な指導ができるよう火災予防条例の一部を改正しました。

お祭りなどで、火気器具を使用する露店等を開設する場合は、消火器の準備が必要です。

「お祭りなど」というのは、祭礼、縁日、花火大会、展示会などをいいます。
「火気器具」というのは、ガスコンロ、フライヤー、発電機などをいいます。



お祭りなどで、火気器具を使用する露店等を 1 店舗でも開設しようとする場合は、催しの 3 日前までに消防署へ届出が必要です。

ただし、近親者のみのバーベキューなど顔見知りでの催しは対象とはしていません。
届出をする方は、露店等を開設する方が基本ですが、主催者がまとめて届出をさせていただいてもかまいません。

「露店等」というのは、露店、屋台店など、物品を販売、提供するものをいいます。



多くの人が集まるお祭りなどで大規模なものは、消防長が指定します。指定された催し主催者は、防火担当者を決め、火災予防上必要な計画を消防署へ提出する必要があります。

火気器具の取り扱いに注意しましょう！

- ①火気器具の周りには、燃えやすい物がないか確認しましょう。
- ②LPGを使用する場合は、ボンベが倒れないように固定しましょう。
- ③発電機などに使用する燃料携行缶は、直射日光が当たらないように保管しましょう。
- ④発電機などに給油する場合は、必ず運転を停止してから給油しましょう。
- ⑤ガソリンや軽油は、金属性の携行缶に保管しましょう。



適している携行缶の例

適していない携行缶の例

消防署への届け出や消火器の準備など不明なことがありましたらお問い合わせください。

消防本部予防課 ☎(22) 5403



地域の子どもたちの安全を見守ります！ 高島子ども安全リーダー

6月4日(水)、今津東コミュニティセンターで各小学校区から推薦された76人の方に「子ども安全リーダー」を委嘱し、あわせて総会と永年功労者に対する感謝状贈呈式を行いました。
子ども安全リーダーは、緑の腕章と帽子を着用し、市内の子どもたちを事件や事故から守るため、毎月20日の「地域安全の日」に通学路等の一斉パトロール、学校や子ども110番のおうちとの情報交換、また不審者や不審車両に関する情報を警察へ通報するなどの活動を通じて、子どもたちの安全を見守ってくださいます。
昨年度は、高島市子ども安全リーダー連絡協議会の取り組みが評価され、県から「なくそう犯罪滋賀安全なまちづくり大賞」を受賞されました。

青少年課
☎(32) 4458



不審者情報をお知らせします

メール配信サービス

登録方法

登録用アドレスに空メールを送信してください。折り返し登録用のメールが送られますので、内容に従って登録手続きを行ってください。

▼登録用アドレス
real.husinsya@mpme.jp



老人福祉医療費助成制度等の助成内容が変わります

市では、所得の少ない高齢者などを対象に、医療費の窓口負担を軽減する福祉医療費助成制度を実施しています。国の健康保険制度の変更により、4月から新たに70歳になる人の窓口負担が増えましたが、8月1日から福祉医療費助成制度のうち「低所得老人」「一人暮らし高齢寡婦」を次のように改正し、高齢者の負担を抑えます。

変更点 1

●対象年齢を拡大
「65～69歳」から「65～74歳」に拡大

変更点 2

●年齢により自己負担割合が変更

年齢	65～69歳		70～74歳
生年月日	昭和24年8月2日以降の誕生日の方	昭和24年8月1日までの誕生日の方	昭和19年4月2日以降の誕生日の方
窓口負担	2割	1割	1割

▼対象者の要件

- 「低所得老人」… 住民税非課税世帯に属し、扶養義務者も住民税非課税であること
- 「一人暮らし高齢寡婦」… 一年以上前から一人暮らしの寡婦で、今後もその状態が続くこと(所得制限があります)

保険年金課
☎(25) 8137

振り込め詐欺などの特殊詐欺にご注意を！

今年に入り振り込め詐欺などの特殊詐欺は、高島警察署管内で**6件**発生し、**約1,100万円**の被害が発生しています。

振り込め詐欺などの特殊詐欺は言葉巧みで多種多様になっています。

- 事例**
- ・市役所や税務署の職員を名乗り、「税金や保険の還付金がある」
 - ・警察官を名乗り、「詐欺のグループを検挙したが、あなた名義の通帳を持っていた」
 - ・証券会社を名乗る者から、「会社の建設計画があるので投資しませんか」
 - ・「電気料金が安くなるのでシールや機械を取り付ける」などといって、キャッシュコーナーで操作させたり、ゆうパックで現金を送らせる。
 - ・息子や孫に扮して急にお金が必要な話を持って行く、昔ながらの振り込め詐欺など



被害に遭わないためには、誰かにこのような話があったと相談してください。
信じ切ってお金を送る前に**金融機関の人に一声かけて**、振り込め詐欺などの被害にあわないようにしてください。

☎ 高島警察署 (22) 0110

運転免許の申請が便利になりました

- 運転免許センターに自動更新受付機を導入し、機材・窓口も増設して更新手続きをスピードアップしました。
 - ※**守山センターの日曜午前の更新は大変混雑します。平日または日曜午後のご来場をおすすめします。**
 - 県内居住の方は、どこの警察署でも全ての申請(更新、記載事項変更等)ができるようになりました。
 - 持ち込み写真による免許証作成の受付場所・時間を大幅に拡大しました。
 - 各種申請書等の用紙を自宅で印字・作成できるよう、ダウンロード・サービスを開始しました。
- 詳しくは▶滋賀県警察のホームページまたは、滋賀県警察本部運転免許課 (☎ 077-585-1255) まで

警察官募集

第1次試験
期日 9月21日(日) **会場** 滋賀大学教育学部
試験区分 男性A(大卒程度)、女性A(大卒程度)
 男性B(高卒程度)、女性B(高卒程度)
対象 (A区分) 昭和59年4月2日以降に生まれた男女で、4年制大学を卒業または平成27年3月31日までに卒業見込みの方
 (B区分) 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男女で、A区分に該当しない方
受付 8月1日(金)～31日(日)まで
 詳しくは▶滋賀県警察のホームページまたは、フリーダイヤル(0120-204-314)まで

交通事故発生状況

☎ 高島警察署 (22)0110 (平成26年6月末現在)

内容	件数	前年比
人身事故発生件数	73件	-10件
死者数	5人	+3人
傷者数	95人	-11人

発生場所	件数
マキノ	5件
今津	19件
朽木	1件
安曇川	19件
高島	12件
新旭	17件

火災・救急・救助件数

☎ 消防総務課 (22)5401 (平成26年6月末現在)

火災	件数	累計(1月~)
建物	1件	8件
車両	0件	2件
林野	0件	2件
その他	3件	18件

救急	件数	累計(1月~)
交通事故	16件	98件
一般負傷	34件	200件
急病	109件	694件
その他	25件	152件

救助	件数	累計(1月~)
火災	0件	5件
交通事故	1件	8件
水難事故	1件	1件
その他	3件	11件

環境放射線測定結果

☎ 原子力防災対策室 (25)8133

6月平均値(平日測定)
マキノ(マキノ支所前駐車場) 0.064 μSv/h
今津(今津支所玄関北側) 0.060 μSv/h
朽木(朽木支所前駐車場) 0.075 μSv/h
安曇川(安曇川支所裏駐車場) 0.036 μSv/h
高島(高島支所裏駐車場) 0.048 μSv/h
新旭(市役所北側玄関前) 0.057 μSv/h

※測定地点は他に24か所あります。測定結果は、市のホームページをご覧ください。
 ●一人あたりの自然放射線量(日本) 0.171 μSv/h ※世界平均0.27 μSv/h
 年間平均値から8,760(24時間×365日)で割り戻した値です。

住民票に記載する住所の『方書き』 記載にご協力ください

アパート・マンション名と部屋番号

高島市に合併して以降に、アパートやマンションなど集合住宅に転入・転居された方については、住民票の住所に、番地に加えて方書き(アパート・マンション名と部屋番号)の記載をしています。
 しかし、合併以前から高島市に住民登録がある方については、申出があった方にのみ追加記載をしています。
 番地までの表示では個人の特定が難しく、郵便物が届かない原因にもなります。現在の番地に加えて方書きの記載にご協力ください。



【現在】
 高島市新旭町北畑565番地
【変更後】
 高島市新旭町北畑565番地
 ○○アパート△△△号室

◆対象者
 平成17年1月1日以前から高島市に住民登録がある方(アパート・マンション等にお住まいの方)の方書きの記載のない方

◆申請方法・場所
 市民課または各支所で『方書き』を記載する申出』をしてください。

◆申請に必要なもの
 運転免許証など公的機関発行の写真付き身分証明書1点(本人確認に必要です。これらが無い場合は、健康保険証・年金手帳、年金証書など2点)
 ※また、写真付きの住民基本台帳カード、特別永住者証明書および在留カードをお持ちの方は、住所変更が必要です。でご持参ください。

◆申請者
 本人または同一世帯員
 ※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

☎ 市民課 (25) 8018

夏の省エネ・節電にご協力ください

暑い夏を、知恵と工夫で乗り切りましょう！
 今年の夏の電力需給も、厳しい状況と予想されています。
 エネルギー使用の多い夏場は、工夫次第で省エネ効果が大きい季節です。特に**9月30日(火)までの平日9時から20時まで**(ただし8月13日(15日を除く)は熱中症などに気を付けて、無理のない範囲で節電をお願いします)。

- ▼節電例(関西電力ホームページ参照)「エアコンの省エネ方法」
1. 設定温度を控えめに
 2. 不要な時は、電源をOFFに
 3. 使用台数を減らす
 4. フィルターのこまめなお掃除を
 5. カーテンで窓からの熱の出入りを防ぐ
 6. 扇風機等で空気を循環させて、冷房効果を高める

●このほかにもご家庭における節電ポイントがあります。関西電力ホームページをぜひご覧ください。
 (http://www.kepco.co.jp/home/shouene)

☎ 環境政策課 (25) 8123